

財務省告示第五十号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第五十条第十項の規定に基づき、平  
 成十七年一月三十一日に発行した利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。  
 平成十七年二月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七
名称及び記	発行の根拠	振替法の適	発行方法	募入決定の	発行額	払込金額
利付国庫債券（二十年）（第七十 三回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第百一号）第十一 条第一項及び国債整理基金特別 会計法（明治三十九年法律第六 号）第五條ノ二	成十三法律第七十五号。以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。 価格を競争に付して行われる入 札発行の 各申込みのうち応募価格の高い ものからその応募額を順次割り 当てる。	うち、財政融資資金特別会計法 第十一條第一項の規定に基づき 発行した利付国債に付いては、 額面金額で千九百七十七億七 百十萬圓、国債整理基金特別会 計法第五條ノ二の規定に基づき 発行した利付国債に付いては、 額面金額で四千八百九億二百九 十萬圓	六千十七億千七百三十萬圓		

八 最低額面金 五万円

九 振替単位

十 発行日

十一 発行価格

十二 利率

十三 経過利率

は、募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加えて、次の式により算出した金額を第二号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{票面金額} \times \frac{20}{100} \times \frac{42}{365}}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるもの

については、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額に、ただし、当該国債を発行時に

おいて取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式に、た金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税

の税率を乗じた金額を控除することができる。

十四 初期利子

平成十七年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払ときは、銀行休業日に当たるときは、

十五  
 償還金  
 償還金  
 元利支  
 払場所  
 入札参  
 者加  
 払込期  
 日

第二期  
 の利息  
 以後  
 毎  
 年  
 六  
 月  
 二  
 十  
 日  
 及  
 び  
 十  
 二  
 月  
 二  
 十  
 日  
 を  
 支  
 払  
 期  
 と  
 し、  
 各  
 支  
 払  
 期  
 に  
 お  
 いて、  
 その  
 日  
 以  
 前  
 六  
 月  
 間  
 に  
 属  
 す  
 る  
 利  
 子  
 を  
 支  
 払  
 う。  
 平成  
 三  
 十  
 六  
 年  
 十  
 二  
 月  
 二  
 十  
 日  
 額  
 面  
 金  
 額  
 百  
 円  
 に  
 つ  
 き  
 百  
 円  
 日  
 本  
 銀  
 行  
 財  
 務  
 大  
 臣  
 か  
 ら  
 通  
 知  
 を  
 受  
 け  
 た  
 者  
 平  
 成  
 十  
 七  
 年  
 一  
 月  
 三  
 十  
 一  
 日

その翌営業日に支払う（以下、  
 次号及び第十六号において規定  
 する期日について同じ。）。  

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.0}{100} \times \frac{1}{2}$$